

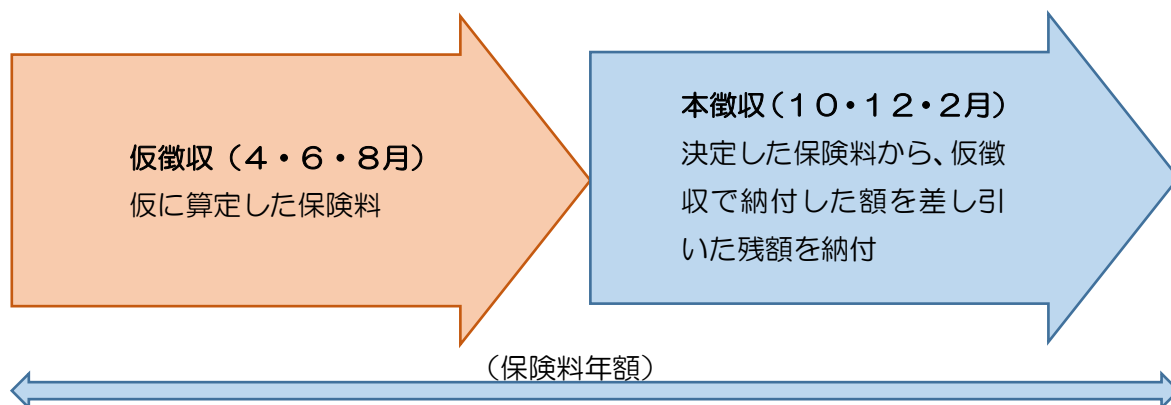
保険料の納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」の2種類に分かれます。保険料は、65歳になった月から（誕生日が1日の方は前月分から）計算されます。

特別徴収とは・・・年金から保険料を天引きする納付方法です。

対象となる年金の種類は、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

☆☆☆ 対象となる方 ☆☆☆

年金の年額が18万円以上の方で、前年度から継続して特別徴収で納付している方は、4・6・8月は仮に算定した額で（仮徴収）納付し、10・12・2月は決定した保険料額から、既に仮徴収で納付している額を差し引いた残りを納付します。



【特別徴収の対象とならない場合】

年金が年額18万円以上であっても、次のような場合には、一時的に納付書または口座振替で納付しなければならないことがあります。

- 年度途中（4月1日以降）で65歳（第1号被保険者）になった場合
 - 他の市町村から転入した場合
 - 年度途中で年金〈老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金〉の受給が始まった場合
 - 収入の申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
 - 年金が一時差し止めになった場合
- ・・・など

（注意）

町では、特別徴収か普通徴収の納入通知書のどちらかを必ずお手元に送っています。必ずご確認のうえ、どちらの納付方法に該当しているのかをご確認ください。

特別徴収と普通徴収の両方の納付方法で納付となる場合もございます。ご自身の納付方法がご不明な際はお問い合わせください。

・・・・次のページでは、普通徴収について説明しています。

普通徴収とは・・・納付書で納付する納付方法です。

年金の年額が18万円未満の方や、年度の途中で65歳を迎えた方は、普通徴収での納付になります。お手元に納付書をお送りしますので、そちらで納付していただきます。口座振替での納付に切り替えることもできます。その場合、通帳と届出印をお持ちになり、口座のある金融機関または高齢者支援課の窓口までお越しください。

口座振替は、特別徴収に該当することとなった時から、特別徴収へと切り替わります。町からお送りする納入通知書で、普通徴収なのか特別徴収なのかのご確認をお願いいたします。

※ 口座振替を依頼された場合でも、申込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより引き落としができなかった時は、納付書での納付になります。

※ 前のページで、特別徴収の対象とならない場合も、普通徴収になります。納付に便利な口座振替をお申し込みください。

納付の仕方 Q&A

Q

今年65歳になるのですが、1年間に支払う保険料はいくらになるのか、計算方法を教えてください。誕生日は9月2日で、第3段階という通知が来ました。

A

第3段階の保険料（年額）は、41,000円で、4月から翌年3月までの1年間の金額です。9月2日生まれであれば、誕生月を含めて翌年3月までは、7ヶ月になります。41,000円÷12ヶ月＝3,417円（1円未満切り上げ）が1ヶ月分のコツ金額で、その7ヶ月分である23,900円（100円未満切り捨て）が、年間の保険料になります。なお、1日生まれの場合は、前月を含めますので、8ヶ月分になります。

Q

年金の年額が18万円を超えているのですが、普通徴収の納入通知書が届きました。そのままにしておいてもいいものなのか教えてください。

A

特別徴収の対象ではないため、町の方から普通徴収の納入通知書をお送りしました。同封されている納付書または口座振替の手続きをして納付してください。

なお、今後、特別徴収になる場合には、自動的に口座振替は中止になります。

Q

保険料を支払わずにいた場合、どうなりますか。

A

法律に基づく処分（財産の差押え等）のほか、介護保険サービスを利用するとなった時に、納付しなかった期間に応じて、1割または2割負担の方は3割に、3割負担の方は4割負担になったり、一旦全額支払うなどの制約を受けることとなります。